

令和 3 年度 地域枠医師の指定医療機関への派遣方針(案)について

1 地域枠医師の派遣方針について

地域枠医師は、「地域枠医師の指定医療機関への派遣に関する取扱要領（平成 30 年 12 月 19 日沖縄県保健医療部長決定）」に基づき指定医療機関への派遣方針を毎年度更新・作成し、地域医療対策協議会において協議することとされている。

令和 4 年度の地域枠医師派遣に向けた派遣方針については、令和 2 年度の方針を踏襲しつつ、下記のとおり「沖縄県医師修学資金等貸与規則」等の改正を踏まえた離島診療所医師の確保を図る。

2 令和 4 年度の地域枠医師派遣に向けた派遣方針策定の考え方

(1) 現状と課題

県病院事業局のシミュレーションによると、県立離島診療所の一部において、令和 6 年度までの期間、常勤医師が確保できない可能性（単年度当たり 4～5 名不足）が示されている。

その原因について、これまで、離島診療所医師は、県立中部病院の「自治医科大学卒業医師の養成・派遣」及び「県立中部病院の研修プログラム（総合診療科）による養成・派遣」により主として確保されてきたところ、下記理由により必要な医師数の確保に支障が生じている。

- ①自治医科大学卒業医師の結婚協定による県外勤務
- ②新専門医制度開始後、総合診療専攻医の希望者が需要に対して少ない。

(2) 対応策

地域枠医師において総合診療科の希望者が少ない現状を考慮し、離島診療所に派遣する地域枠医師の診療科を内科、救急科等にも拡げることで地域枠医師の離島診療所への配置を促進するため、令和 3 年 3 月 31 日に「沖縄県地域枠キャリア形成プログラム」を改正し、また、令和 3 年 8 月 10 日を公布日として「沖縄県医師修学資金等貸与規則」を改正したところ。

これらの改正による「離島診療所で 1 年以上勤務した場合は、指定医療機関（へき地）での勤務を要する期間を 4 年から 3 年に短縮する」という新たな時限的特例措置を活用しつつ、診療所医師の確保を図る。

令和3年度 地域枠医師の指定医療機関への派遣に関する方針 (案)

令和3年 月 日
沖縄県保健医療部

令和4年度の地域枠医師の派遣については、地域枠医師の指定医療機関への派遣に関する取扱要領(平成30年12月19日沖縄県保健医療部長決定)及び沖縄県地域枠キャリア形成プログラム(平成31年4月1日沖縄県保健医療部長決定)に基づくほか、以下の方針により行うものとする。

なお、本方針の適用の対象となる医師には、地域枠医師以外の医師で沖縄県医師修学資金等の貸与を受け指定医療機関での勤務義務のある医師についても含めるものとする。

- 1 地域枠医師は、沖縄県医師修学資金等貸与規則(平成19年沖縄県規則第70号)別表第1に定める指定医療機関へ派遣するものとする。
- 2 地域枠医師の派遣先は、指定医療機関が所在する圏域の医療需要及び医療提供体制の状況並びに指定医療機関の医師の充足状況を勘案した上で決定するものとする。
- 3 地域枠医師の派遣は、原則として専門研修修了後とする。ただし、専門研修修了前であっても、専門研修3年目以降の者で、かつ指定医療機関での勤務に対応できると認められる場合にあっては派遣することができるものとする。
- 4 地域枠医師の具体的な派遣先は、別途作成する医師派遣計画において示すものとする。
- 5 地域枠医師の離島診療所への派遣を促進するため、離島診療所に勤務した場合における指定医療機関の医師として勤務すべき期間の短縮に係る時限的特例措置を活用する。

別表第1（第2条、第16条関係）

沖縄県立宮古病院

沖縄県立八重山病院

沖縄県立北部病院

公立久米島病院

沖縄県立北部病院附属伊是名診療所

沖縄県立北部病院附属伊平屋診療所

沖縄県立中部病院附属津堅診療所

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター附属久高診療所

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター附属渡嘉敷診療所

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター附属座間味診療所

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター附属阿嘉診療所

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター附属渡名喜診療所

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター附属粟国診療所

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター附属北大東診療所

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター附属南大東診療所

沖縄県立宮古病院附属多良間診療所

沖縄県立八重山病院附属大原診療所

沖縄県立八重山病院附属西表西部診療所

沖縄県立八重山病院附属小浜診療所

沖縄県立八重山病院附属波照間診療所

伊江村立診療所

竹富町立黒島診療所

竹富町立竹富診療所

与那国町立与那国町診療所

北部地区医師会病院

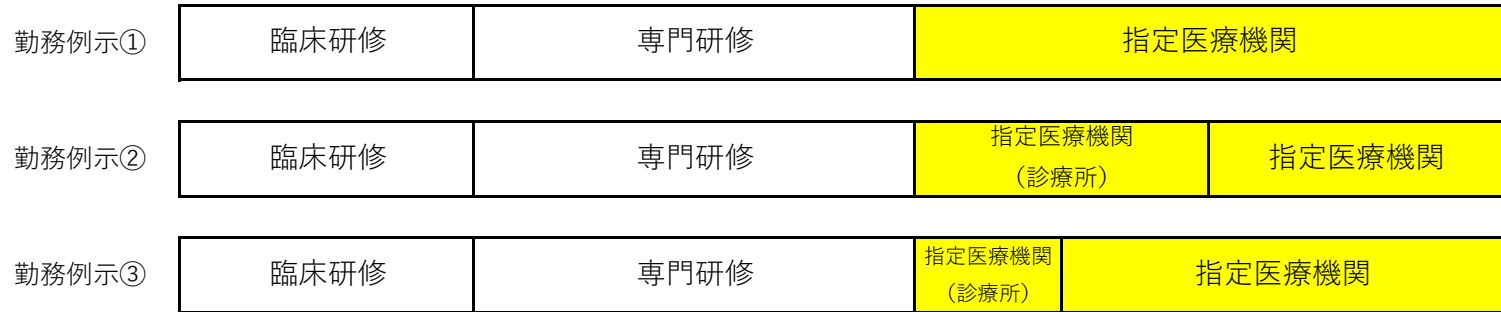
指定医療機関で勤務すべき期間の短縮について（改正内容）

参 考

1. 改正前（最短9年の場合）



※ 就業年限・・・沖縄県地域枠キャリア形成プログラムにより9年以上の連続する期間、本プログラムに従って研修・勤務する義務がある。
 ※ 義務履行期間・・・修学資金の返還免除を受けるため、指定医療機関で勤務しなければならない期間（4年間）を指す。



離島診療所の場合、勤務期間を2倍で算定することにより、義務履行期間を3年に短縮する。（1年勤務＝2年間の義務履行）
※ただし、2倍で計算できる勤務期間は、1年が上限

2. 改正後

